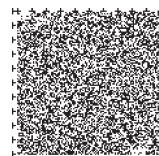
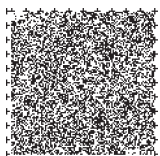

第3章 具体的存取組





第3章 具体的な取組

第1項 施策の方向性

○県が行う障害者施策について、第1章に掲げた基本理念にのっとり、次の8項目を施策の柱として取り組みます。

1. 障害等についての理解促進

県民一人ひとりが障害等について正しく理解するため、啓発・広報活動を促進します。

2. 障害のある子供に関する支援の推進

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指す取組を推進します。

3. 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が希望に応じて就労できるよう、就業機会の確保に努めるとともに、それぞれの障害の特性に応じた能力を発揮できるよう支援することで、障害のある人の経済的な自立を推進します。

4. 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が安心して生活できるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図るなど、地域で協力し合う体制づくりを推進します。

また、障害を理由とする差別の解消や権利利益の侵害の防止を推進します。

5. 保健・医療の充実

障害のある人が適切な治療を受けることができるよう、障害の早期発見、早期治療を推進します。

6. 住みやすい生活環境づくりの推進

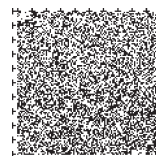
道路、公共交通機関や施設等のバリアフリー化を進め、障害のある人が住みやすい生活環境づくりを推進します。

7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

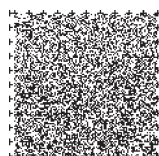
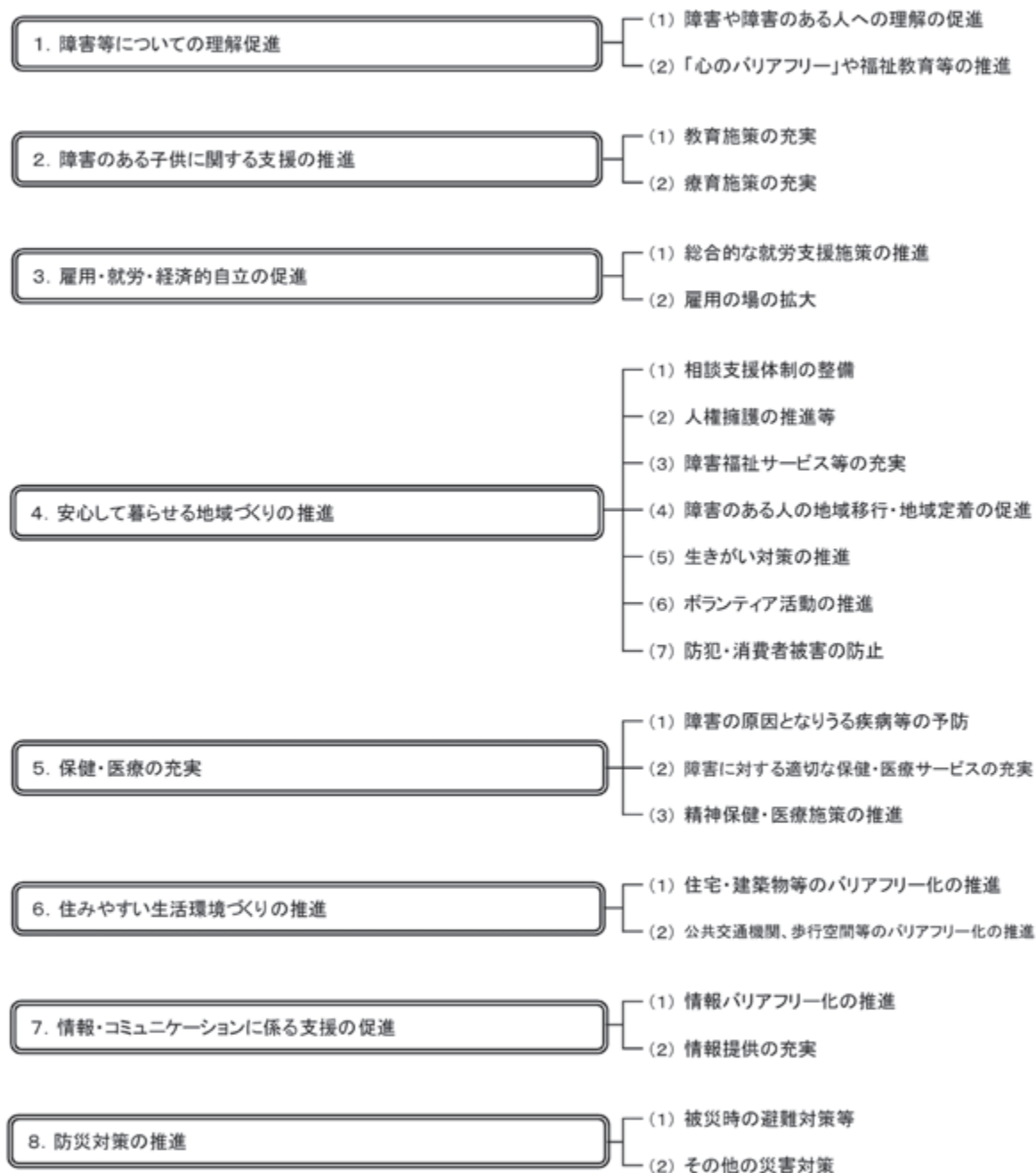
意思疎通支援者による情報保障等、必要な情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ります。

8. 防災対策の推進

災害が発生したときに、障害のある人が安全に避難し、避難生活を送ることができるような体制づくりを推進します。



紀の国障害者プラン2018の施策体系



第2項 各分野の取組

1. 障害等についての理解促進

- 全ての人がお互いに尊重し合う社会の実現に向けて、県民一人ひとりが障害や障害のある人に対し、理解を深めることを目指します。
- 県の広報紙、広報番組やイベント等を通じて広く啓発活動に取り組みます。
- 特に外見からは理解されづらい障害について、理解を深める取組を進めます。
- 障害を理由とする不当な差別をなくすとともに、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害者差別解消法の啓発を進めます。

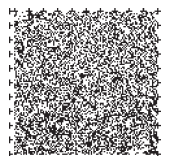
(1) 障害や障害のある人への理解の促進

①啓発・広報活動の推進

- 広報紙「県民の友」、テレビ広報番組「きのくに21」やラジオ広報番組「ラジオでお届け！県政最前線」、県ホームページやメールマガジン等、あらゆる広報媒体を効果的に活用し、啓発・広報活動の充実を図ります。
- 障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、各種イベントを実施します。
- 様々な障害特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを実践する「あいサポート運動」を推進するため、企業、学校やボランティア団体等の参加を働きかけます。

②外見から理解されづらい障害等への理解促進

- 精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等について、それぞれ精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、子ども・女性・障害者相談センター、難病・子ども保健相談支援センター等の専門的機関において、講演会や研修会の開催等、障害等の理解を深めるための啓発を実施します。
- 内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。
- 認知症の正しい知識を普及するため、小・中学生をはじめ、引き続き認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人や家族を地域で見守るための体制を整備します。



(2)「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進

①地域社会や職場における理解促進

○企業や地域において障害に関する理解を促進するため、企業や自治会等に対して「あいサポート企業・団体」への登録を働きかけます。

○精神障害のある人等の家族に対し福祉制度を周知し、活用を促します。また、講演会や交流会を開催し、障害に関する正しい理解を深めるとともに、障害のある人や家族の交流を広めます。

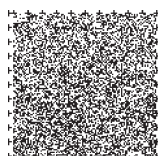
②学校における人権教育や福祉教育等の推進

○障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育の理解を深めるため、県民や障害のある子供の保護者、各学校の教職員を対象とする特別支援教育啓発セミナーの開催や啓発リーフレットの配布を行い、周知します。

○特別支援学校や障害のある人に対する理解を深めるため、各特別支援学校で学校を開放します。また、和歌山ろう学校で広く県民を対象に手話講座を開催するなど地域との交流を図ります。

○各学校において効果的に人権教育を実施するため、人権教育リーダーを養成し、指導方法の充実を図ります。

| 啓発・広報における数値目標 | | | |
|------------------|--------|---------|---------|
| | 2016年度 | 2020年度 | 2023年度 |
| あいサポーター数（累計） | 1,639人 | 20,000人 | 35,000人 |
| あいサポート企業・団体数（累計） | 7団体 | 70団体 | 130団体 |



2. 障害のある子供に関する支援の推進

- 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システム(※)を推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。
- 障害のある子供が、将来、社会で自立できるように身近な地域で専門的な教育や医療の支援を行います。

※インクルーシブ教育システム

障害のある子供が、障害のない子供と可能な限り共に学ぶとともに、自立や社会参加に向けて一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援を受けることができる多様で柔軟な仕組み

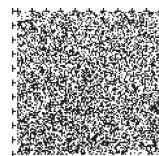
(1) 教育施策の充実

①教育支援（就学指導）の充実

- 障害のある児童生徒の適切な就学を支援するため、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意向を踏まえ総合的な観点から就学先を決定する取組を市町村教育委員会と連携して進めていきます。

②特別支援教育の推進

- 教員一人ひとりが多様化する幼児児童生徒の課題について対応できるよう、特別支援学校や小学校・中学校の通級指導教室担当教員等の特別支援教育に関する専門性のある教員による巡回相談を実施します。
- 障害のある幼児児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫した指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校や、小学校・中学校の特別支援学級、通級指導教室で学ぶ幼児児童生徒について個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を活用した引継体制を推進するとともに、高等学校や卒業後へ引き継ぐ仕組みを構築します。
- 特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室担当教員を対象にした障害のある幼児児童生徒の理解や支援方法に関する研修を行う等、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援教育基礎・基本研修や、特別支援学校教諭2種免許状を取得するための教育職員免許法認定講習会等を実施し、特別支援教育に携わる教員の実践力や専門性を高めます。



○障害のある子供の教育を研究している国立特別支援教育総合研究所や大学に教員の派遣を行い、地域の中核となる特別支援教育担当教員を計画的に養成し、地域の特別支援教育体制の充実を図ります。

③交流及び共同学習の推進

○特別支援学校と小学校・中学校・高等学校等の交流及び共同学習を実施することで、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が互いに理解し合う取組を進めます。

④職業教育及び進路指導の充実

○障害のある生徒の「働く意欲・態度」を育むため、民間企業、福祉事業所等での現場実習の充実を図ります。

○障害のある生徒の社会的自立、職業的自立を推進するため、特別支援学校、行政、公共職業安定所や就労系サービス事業所等で構成する特別支援学校進路対策協議会において、各特別支援学校が有する成果・課題等について情報共有を図ります。また、特別支援学校においては児童生徒の状況に応じて関係機関と連携し、進路指導の充実を図ります。

⑤教育環境の整備

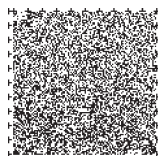
○日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子供（以下「医療的ケア児」という。）が安心して学校生活を送れるよう、医療的ケア児の在籍等に応じて各特別支援学校に看護師を配置します。

⑥地域社会における学習機会・環境の充実

○障害のある子供の自立や社会参加を促すため、放課後や週末に、学校近隣の中高生ボランティアとの交流、スポーツ体験や文化体験活動、地域の清掃活動等、地域や学校の特色を生かした様々な活動を実施します。

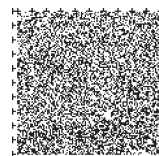
○特別支援学校の生徒がスポーツを通じて交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を支援します。

○県立図書館等における学習サービスの充実を図るため、大活字本や録音図書等、障害のある人のニーズに応じた資料を収集し、提供します。



(2) 療育施策の充実

- 子ども・女性・障害者相談センター等の専門機関で、障害のある子供に関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。
- 乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。
また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援につなげます。
- 障害のある未就学の子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、各障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内全ての市町村で、障害のある子供が集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスを利用できるように、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。
- 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。
- 医師、看護師、支援員等の専門家チームを各障害保健福祉圏域（和歌山市圏域を除く。）ごとに、家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある子供と介護者に対して、身近なところでリハビリテーションを提供します。
- 保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）において、障害のある子供の利用を促進するため、専門的知識を有する職員の配置を支援します。
- 新生児聴覚スクリーニングテストや乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児に対して、早期に補聴器を着用することを支援します。





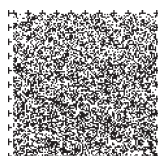
教育・療養における数値目標

| | | 2016年度 | 2022年度 |
|--|------|--------|-----------------------------|
| 特別支援を必要とする子供への「つなぎ愛シート」(個別の教育支援計画)作成率(※) | 幼稚園 | 28.0% | 幼稚園 小・中・高等学校とも 100.0% |
| | 小学校 | 59.7% | |
| | 中学校 | 53.2% | |
| | 高等学校 | 25.7% | |

※「第3期和歌山県教育振興基本計画」(2018～2022年度)の目標値

※「つなぎ愛シート」作成率:「つなぎ愛シート」の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合で示しています。

| | 2017年度 | 2020年度 |
|--|--------|--------|
| 「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置 | 7圏域 | 8圏域 |
| 重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置 | 5圏域 | 8圏域 |
| 医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置 | — | 8圏域 |



3. 雇用・就労・経済的自立の促進

- 障害のある人が、地域で自立した生活を継続して営むには、障害のある人の就労を支援することが大切です。
- 障害のある人が障害の程度や適性に応じて就労できるよう支援します。特に、特定の分野に秀でた能力を見いだして社会的活用結びつけるとともに、経済的自立に活かすことができるよう支援します。
- 障害のある人とその家族、企業を対象に、障害のある人の就労に関する理解を深める取組を行います。
- 福祉的就労をしている障害のある人が、経済的に自立した生活を送ることができるよう、工賃向上を目指した取組を行います。
- 就労系サービス事業所に対し、一般就労への移行を促進するため、ノウハウの共有を図る取組を行います。

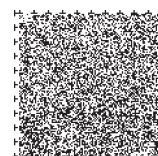
(1) 総合的な就労支援施策の推進

①福祉就労支援策の充実

- 就労系の福祉サービス事業所において、就労の機会を提供し、就労に必要な知識を習得するための訓練を実施します。
- 就労系の福祉サービス事業所を利用する障害のある人の生活の安定を図るため、事業所が製作する自主製品の定期的な販売会の開催による流通販路の拡大や、農作物の生産や加工など農業を取り入れた事業分野への拡大等、製品の付加価値を高める取組を支援し、工賃の向上を図ります。
- 県における物品の購入や役務の提供について優先発注を行い、就労系の福祉サービス事業所の受注の拡大を図り、障害のある人の工賃向上を目指します。また、市町村にも優先発注を働きかけます。

②職業能力開発

- 県立和歌山産業技術専門学院において、知的障害のある人を対象とした職業能力開発のカリキュラムを実施します。また、入学生の増加を図るため、訓練内容の充実と周知の強化に努めます。
- 障害のある人の職業能力を高めるため、パソコンの操作や介護業務等の実地訓練を実施します。また、職業訓練生を増やすため、さらに効果的な周知に取り組みます。

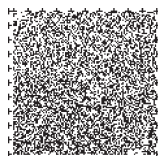


③一般就労支援策の充実

- 障害のある人が個人の能力を高め、一般就労するために必要な技能訓練や職場における社会人としてのマナーの習得を行う「就労移行支援」事業所のサービス向上のため、事業所職員を対象に効果的な支援方法について研修を行い、機能強化を図ります。また、「就労移行支援」のための積極的な活用を関係機関に呼びかけます。
- 障害のある人の一般就労移行と就労定着を図るため、各圏域に労働局と共同で設置した「障害者就業・生活支援センター」において、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関や、就労系サービス事業所との連携を強化します。
- 就労後の定着を図るため、訪問や電話による本人の勤務先との連絡調整や就労したことで新たに生じる生活面の課題に助言を行う「就労定着支援」の充実を図ります。
- 障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校や就労系の福祉サービス事業所を対象とした研修会を開催し、教員や施設職員等の一般就労に対する取組を支援します。

(2) 雇用の場の拡大

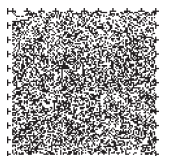
- 障害者の雇用の場を拡大するため、企業への研修等を通じて、障害者雇用に関する理解を深めます。
- 障害のある人が安心して働くことができるよう、障害のある人の職場環境への適応を支援するジョブサポーターを育成し、派遣します。
- 知的障害や発達障害のある人を介護職員に養成するための研修を実施し、介護職場への就労を支援します。また、企業等でのインターンシップ事業を通じ、障害のある人の就労を支援するとともに、企業等における障害及び障害のある人に対する理解を促進します。
- 民間企業における障害のある人の雇用の場を拡大するため、県は建設工事に係る委託業務の一部において、障害者雇用を進める企業を配慮した入札を実施します。





雇用・就労における数値目標

| | 2016年度 | 2020年度 | 2023年度 |
|---------------------------------|---------|---------|---------|
| 福祉施設からの一般就労移行者数 | 81人 | 118人 | 158人 |
| 一般就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が全体に占める割合 | 29.1% | 50.0% | 65.0% |
| 就労移行支援事業の利用者数 | 172人 | 230人 | 300人 |
| 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 | － | 310人 | 380人 |
| 就労定着支援事業利用者の1年後の職場定着率 | － | 75.0% | 80.0% |
| 福祉施設（就労継続支援B型）の平均工費月額 | 16,489円 | 18,600円 | 20,300円 |



4. 安心して暮らせる地域づくりの推進

- 障害のある人の暮らしについては、地域移行を最優先するのではなく、福祉施設、グループホーム等様々な選択肢の中から、障害のある人がそれぞれの状態に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を行います。
- 身近な地域での相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図り、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 障害のある人の利益を守り、権利を実現するため、虐待防止の推進に取り組みます。
- 精神科病院に長期にわたり入院している精神障害のある人については、障害の程度に考慮し、地域生活に関心を持ってもらえるような働きかけを行った上で、退院希望のある人に対し、積極的に退院支援を進めます。
- 障害のある人が生きがいをもって暮らせるよう、障害者スポーツや芸術・文化活動等の推進に取り組みます。
- また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、障害特性に配慮した防犯対策や消費者トラブル防止に取り組みます。

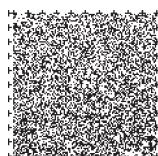
(1) 相談支援体制の整備

① 身近な相談支援体制の整備

- 日常生活における課題解決や希望に応じた障害福祉サービス利用等、障害のある人の全般的な相談に応じる相談支援事業所の機能を高めるため、相談支援専門員の養成とサービスの向上を図ります。
- 身近な地域で発達障害のある人や子供からの相談に対応し支援を行うために取り組む市町村職員等に対し研修を行い、知識と対応力の向上を図っていきます。
- 発達障害のある子供を育てた経験を持つ親が、その経験を活かして相談・支援を実施する「ペアレント・メンター」を養成します。
- 障害のある人が利用するサービスの手続きや金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を支援します。
- 全ての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、保健師等の専門職による切れ目のない総合的支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置する市町村に対し、財政支援や専門職に対する研修実施等技術支援を行います。

② 専門的な相談支援体制の充実

- 地域の課題を協議して解決へ導くため、市町村や障害福祉サービス事業所等により構成される「地域自立支援協議会」をはじめ、市町村が実施する障害児者相談支援事業に障害福祉サービス等の専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、助言等を行います。



- 障害のある人の相談業務を行う市町村や相談支援事業所等を対象として、弁護士相談を実施します。
- 市町村の個別虐待事案に対応するため、弁護士等を派遣し対応方針に対して助言します。
- 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係団体等を構成員とする発達障害者支援地域協議会において、地域における発達障害の課題と対策について検討を行います。

(2) 人権擁護の推進等

①障害のある人の人権擁護

- 障害のある人の人権の理解を深め、より人権尊重の観点に立った障害福祉サービスを提供するため、事業所の管理者、人権擁護推進員に対する研修を実施します。
- 障害のある人の社会的障壁を除去するため、合理的配慮の提供等、障害のある人に対する適切な対応が行われるよう、県内企業、事業者に対し取組を呼びかけます。
- 障害のある人の意思決定を支援するため、和歌山県成年後見支援センターと連携して相談会を開催するなど、障害のある人やその家族へ成年後見制度の周知徹底を図ります。

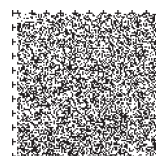
(3) 障害福祉サービス等の充実

①サービスの充実等

- 障害福祉サービス事業所の従事者を対象に、強度行動障害がある人や視覚障害のある人に対する対応についての専門的な研修を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人が安心して適正な障害福祉サービスを利用できるよう、事業所に対して第三者評価事業の実施を働きかけます。

②自立及び社会参加の促進

- 障害のある人の自立を促進するため、視覚障害のある人に対する歩行訓練、音声機能を喪失した人に対する発声訓練、ストマ装具を装着する人に対する装具の指導等、各種訓練等を実施します。また、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付を行い、障害のある方の社会参加を推進します。
- 移動に配慮を要する人が外出時に一般道路上に駐車できるようにするため、障害者駐車禁止除外指定車制度活用を推進します。



○車いす使用者用駐車区画等の適正利用を促進するため、移動に配慮を要する人に利用証を交付し、駐車時に掲示する「障害者等用駐車区画利用証制度」の実施協力や駐車区画の拡大を企業等に働きかけます。また、引き続き、県民に対して車いす使用者駐車区画等の適正利用について呼びかけます。

(4) 障害のある人の地域移行・地域定着の支援

○施設に入所している障害のある人のうち希望する人や精神科病院に入院している障害のある人を対象に、地域における生活体験や地域での生活に関する情報提供を行うなど入所者が地域へ戻って生活する意欲を高めるための取組を行うとともに、保護者にも不安を和らげるよう説明を実施するよう福祉施設等に働きかけます。

なお、精神科病院については、入院中から相談支援事業所、行政、ピアサポーター等に相談できる体制を構築し、入院患者の早期退院を目指します。

○障害のある人が福祉施設を退所または精神科病院を退院して地域で生活するにあたり、利用を希望する人の増加が予想される「共同生活援助（グループホーム）」の整備を促進するとともに、様々な障害特性や障害程度の人に対応できるよう、職員の資質向上のための研修を行います。

また、移行後の地域での生活を支援するため、「居宅介護」や「生活介護」等の障害福祉サービスを充実するように努めます。

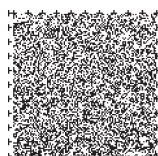
○地域で生活することを希望する障害のある人を支援するため、地域における生活体制を整える「地域移行支援」、移行後の地域での生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保して緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」、定期的にご利用者の居宅を巡回訪問する「自立生活援助」の充実に取り組み、活用を呼びかけます。

○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人が福祉施設を退所または精神科病院から退院しても地域で安心して生活できるよう、グループホームを利用した一人暮らしの体験の機会提供、緊急時の受入体制の確保に向けた取組等、障害のある人を地域で支える仕組みを整備します。

(5) 生きがい対策の推進

○2021年度に本県で開催する第21回全国障害者芸術・文化祭に向け、障害のある人が文化活動を発表する機会や芸術文化を鑑賞する機会をさらに充実します。

○障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、健康づくりをすすめるとともに、生きる張り合いや楽しみをつくるため、障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室の開催や芸術・文化活動に取り組み機会を提供します。



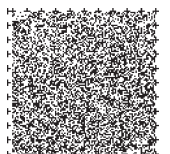
(6) ボランティア活動の推進

○障害のある人を支えるボランティア活動を推進するため、引き続きボランティアコーディネーターの養成を行います。また、障害のある人や関係機関にボランティアセンターの情報の周知を行い、ボランティア活動の機運を高めます。

(7) 防犯・消費者被害の防止

○聴覚障害や言語障害のある人等が緊急時に通報できるメール110番システムについて、引き続き広く利用されるよう、周知します。

| 生活支援における数値目標 | | | |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| | 2016年度 | 2020年度 | 2023年度 |
| 相談支援専門員の養成 | 903人 | 1,432人 | 1,777人 |
| 第三者評価事業実施事業所数 | 0か所 | 5か所 | 10か所 |
| 障害者支援施設から地域生活へ移行した者（※計画期間の累計） | － | 50人 | 50人 |
| 精神科病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数 | 658人 | 550人 | 481人 |
| 精神科病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数 | 476人 | 453人 | 372人 |
| 共同生活援助（グループホーム定員数） | 1,148人 | 1,323人 | 1,467人 |
| 訪問系サービス | 2,318人 | 2,643人 | 2,968人 |
| 生活介護 | 2,428人 | 2,895人 | 3,067人 |
| 地域移行支援 | 12人 | 71人 | 130人 |
| 地域定着支援 | 50人 | 136人 | 222人 |
| 自立生活援助 | － | 52人 | 104人 |
| 障害者支援施設入所者 | 1,251人 | 1,226人 | 1,226人 |
| 精神科病院に入院した患者数の入院後3か月時点の退院率 | 68.6% | 69.0% | 69.0% |
| 精神科病院に入院した患者数の入院後6か月時点の退院率 | 85.1% | 86.0% | 86.0% |
| 精神科病院に入院した患者数の入院後1年時点の退院率 | 88.0% | 91.0% | 91.0% |
| 県内で開催される障害者スポーツ大会等への参加者数 | 2,329人 | 3,140人 | 3,572人 |
| ペアレント・メンター | 28人 | 36人 | 44人 |



5. 保健・医療の充実

- 障害や障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療は、障害を軽減したり、障害の重度化等を予防する重要な取組です。
- 早期発見・早期治療を推進するため、適切な医療やリハビリテーション等を受けることができる体制づくり等を推進します。
- 特に自殺については、精神疾患との関連性も高く、早期発見・早期治療が重要となるため、精神保健福祉センターや保健所を中心として、身近な地域における相談体制の充実を図り、こころの健康づくりに取り組みます。

(1) 障害の原因となりうる疾病等の予防

- リスクの高い妊婦や新生児の受入・治療を行う体制を確保するため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、周産期母子医療センター、正常分娩を取り扱う分娩医療機関、助産所及び消防機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を堅持します。
- 障害の原因となりうる病気を早期に発見し、治療や適切な支援につなげるため、新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行うとともに、市町村が実施する妊婦・乳幼児健康診査に対する技術的な助言を行います。

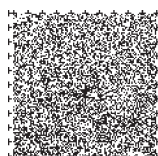
(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

①医療の充実・提供等

- 障害のある人が適切な医療を受けられるよう、医療費助成制度により、負担軽減を図ります。

| 医療費助成制度 | 対象となる障害等 | 制度の内容 |
|------------------|--------------|------------------------|
| 自立支援医療制度（精神通院医療） | 精神障害 | 原則1割負担（所得により自己負担上限額あり） |
| 自立支援医療制度（育成医療） | 児童の身体障害 | 原則1割負担（所得により自己負担上限額あり） |
| 自立支援医療制度（更生医療） | 大人の身体障害 | 原則1割負担（所得により自己負担上限額あり） |
| 重度心身障害児者医療費助成制度 | 重度の身体障害・知的障害 | 保険医療の自己負担相当額（所得制限あり） |
| 難病医療費助成制度 | 難病 | 原則2割負担（所得により自己負担上限額あり） |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度 | 児童の難病 | 原則2割負担（所得により自己負担上限額あり） |

- 必要な時に適切な医療を受けることができるよう、県ホームページを活用し、医療機関や薬局等の情報提供を行います。
- 医療ニーズの高い障害のある人や子供が住み慣れた地域で過ごすことができるよう、高度な専門知識・技術をもった訪問看護師等の確保に向けた支援を行います。



②地域リハビリテーション提供体制の整備

- 高齢者ができるだけ長く健康で自立した生活を送るために、介護予防から急性期・回復期・維持期まで連続したリハビリテーションの提供が必要です。高齢者それぞれの状況に応じ適切なリハビリテーションを提供できるよう、地域包括支援センターでの専門職の活用などを支援します。
- 地域リハビリテーションを推進するため、中核となる県リハビリテーション支援センターを指定するほか、全ての老人福祉圏域で地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、地域の実情に応じてリハビリテーションの提供体制の整備、充実を図ります。

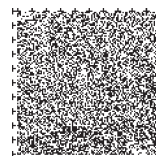
③難病のある人に対する保健医療の充実

- 難病や小児慢性特定疾病は発症してから確定診断まで時間を要する場合が多いことから、できる限り早期に診断を受けることができる体制を構築するとともに、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を確保します。
また、難病指定医等に対する研修を実施し、難病に関する医療の質の向上を図ります。
- 和歌山神経難病医療ネットワークでは、入院受け入れ先の紹介、調整等、神経難病患者・家族の療養を支援します。
また、家族等の介護者の病気治療等により、一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、短期間、入院することが可能な病床を確保する取組を推進します。

(3) 精神保健・医療施策の推進

①こころの健康づくり

- 県立保健所において精神保健福祉士や保健師による相談や訪問活動を行うとともに、定期的に精神科医による「こころの健康相談」を実施することで、身近な地域におけるこころの悩みや精神疾患に関する相談体制を充実します。
- 精神保健福祉センターにおいて、ストレス相談、思春期の悩み相談や、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存等の専門性の高い問題についての相談業務を強化します。
- 障害のある児童生徒の自己理解をすすめ、一人ひとりの持てる力を伸ばすとともに、周囲の児童生徒の障害に関する理解を深めるため、スクールカウンセラーの配置拡充を進めます。



○事前対応・危機対応・事後対応の各段階に応じた自殺対策を行うため、医療、福祉、教育、労働等の関係団体が情報共有を図りながら、自殺に関する教育・啓発活動、相談体制の充実及び自殺未遂者や自死遺族の支援等に取り組みます。

○ひきこもり者の支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所において、相談や相談につながる啓発を行います。また、家庭訪問や居場所の提供等を行う「ひきこもり」者社会参加支援センターをはじめ、若者支援、教育、福祉、労働等の関係機関と情報共有しながら、それぞれの役割の中でひきこもり者を就労や必要な医療・福祉サービスにつなげます。

②精神疾患の早期発見・治療

○多様な精神疾患の早期発見・早期治療を推進するため、精神科病院と診療所が情報共有や役割分担をしながら適切な医療を提供する連携体制を構築します。

○夜間、休日の急な精神疾患の発症、症状の悪化に対する相談に応じ、緊急の入院に対応するため、精神科病院の空床確保に努めます。また、精神科救急情報センターにおいて、受診の必要性や緊急性を見極め、適切な精神科医療受診を支援します。

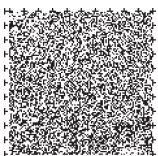
○在宅の未治療者や治療中断者を医療、福祉、保健サービスにつなげるため、精神医療に関する専門職チーム（アウトリーチチーム）を設置し、訪問や相談等に取り組みます。

○認知症の早期発見・早期治療につなげる医療体制を充実するため、かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、病院勤務の看護職員を対象とした研修を実施し、認知症対応能力の向上を推進します。

○認知症の人が地域で安心して生活ができるよう、和歌山県立医科大学附属病院・国保日高総合病院・南和歌山医療センターを「認知症疾患医療センター」に指定し、専門的医療の提供、地域の保健医療・介護機関等との連携や研修の実施により、地域において認知症を早期に発見し、診断・治療につなげる医療体制を構築します。

○精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、各圏域自立支援協議会において、課題解決に取り組み、医療、福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築します。

○県内で新たに精神科の診療をはじめめる医師に対する返還免除付き研修・研究資金の貸与を行い、公立病院で不足する精神科医師の確保を図ります。

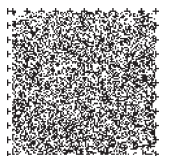




保健・医療における数値目標

| | | 2016年度 | 2022年度 |
|----------------|--------------|--------|--------|
| スクールカウンセラーの配置率 | 小学校 | 39.3% | 100.0% |
| | 中学校 | 84.7% | |
| | 高等学校及び特別支援学校 | 95.1% | |

※「第3期和歌山県教育振興基本計画」（2018～2022年度）の目標値



6. 住みやすい生活環境づくりの推進

- 障害のある人の自立と社会参加を進めるため、障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりが大切です。
- 障害のある人が地域で安全に生活できるよう、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道、建物、公共交通機関等のバリアフリー化に取り組みます。

(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進

- バリアフリーが施されていない建築物については、改築や改修にあわせてバリアフリー化を働きかけます。
既存の民間施設のバリアフリー化を支援するために、アドバイザー（建築士）を派遣し、バリアフリー改修時の技術的なポイントについてアドバイスします。
- 県営住宅のバリアフリー化を進めます。また、入居者募集の際、障害のある人等に優先枠を設け、入居機会の拡充を図ります。

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

①公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障害のある人をはじめ、県民誰もが利用しやすいよう鉄道駅のバリアフリー化整備やノンステップバスの導入等を推進します。

②安全な交通の確保

- 歩行空間のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー型信号機及び横断歩道上のエスコートゾーンの新設及び更新を実施します。
- 通行の安全を確保するために、歩道上の段差解消、点字ブロックの設置、無電柱化等を推進します。



生活環境における数値目標

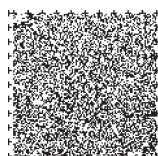
| | 2016年度 | 2020年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 県営住宅のバリアフリー化整備（※） | 28% | 30% |

※「和歌山県地域住宅整備計画」の目標値

| | 2020年度 | 2023年度 |
|------------------------------------|--------|--------|
| バリアフリー型信号機の設置（新規設置と既設改良を含めた合計） | 30交差点 | 30交差点 |
| 横断歩道上のエスコートゾーンの設置（新規設置と既設改良を含めた合計） | 12交差点 | 12交差点 |

※2020年度の目標数値は、2018年度から2020年度までの3年間の目標数値です。

※2023年度の目標数値は、2021年度から2023年度までの3年間の目標数値です。



7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

- 障害のある人が円滑に情報を入手し、意思疎通コミュニケーションを行えるよう、障害特性に応じた情報提供及び意思疎通支援に取り組みます。
- 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、環境整備に取り組みます。
- 手話やろう者に対する県民の理解の促進や、手話の習得の機会の確保等、手話を使いやすい環境づくりを推進します。

(1) 情報バリアフリー化の推進

① ITの活用

- 障害のある人の情報入手を支援するため、障害のある人を対象としたパソコン操作等の講習会を開催します。
- 音声読み上げソフト等を導入したパソコンの操作等を支援するボランティアを養成し、希望する障害のある人の自宅に派遣します。今後もより多くの障害のある人にボランティアの派遣が利用されるよう、周知の徹底を図ります。

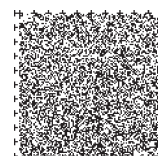
②アクセシビリティ向上

- 障害のある人に配慮し、県広報紙「県民の友」の「点字版」「音声版」を制作し、希望者に配付します。併せて、県ホームページ上にも「音声版」データを掲載します。また、和歌山県テレビ広報番組「きのくに21」において手話通訳映像を挿入し、放送します。
- 障害のある人に配慮し、「県議会だより」の「点字版」「音声版」を制作し、希望者に配付します。また、和歌山県議会テレビ広報番組として「県議会手話だより」を放送します。
- 障害のある人をはじめ、誰もが県政の情報や機能を支障なく利用できるような県ホームページの作成を推進します。
- 点字による文書を受け入れる体制を整え、視覚障害のある人の県政に対する意見や要望を広く受け入れます。

(2) 情報提供の充実

①障害特性に応じた情報提供

- 障害福祉課及び各振興局健康福祉部に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある人の情報保障を行います。



○「点字図書館」と「聴覚障害者情報センター」の機能を併せ持った「和歌山県視覚障害者情報提供施設」（平成29年度開設）において、視覚障害のある人や聴覚障害のある人に情報提供等を行います。

点字図書館では、点字図書・録音図書の制作や貸出、点訳者や朗読者の養成及び派遣、視覚障害のある人に関する相談等を行います。

聴覚障害者情報センターでは、手話・字幕入りDVDの貸出、手話通訳者や要約筆記者の養成及び派遣、テレビ電話機能（遠隔手話）を活用した相談、聴覚障害のある人の交流会等を実施します。

○県立図書館において、視覚障害のある人に対して、対面朗読や電話での地方新聞の朗読を行います。また、障害のある人の希望に応じて資料の郵送貸出等を行います。

○障害のある人の選挙の投票機会を確保するため、市町村と連携し、選挙公報の点字版、音声版及び拡大文字版や点字による氏名掲示作成等、投票環境のさらなる向上に取り組みます。

②意思疎通支援者の養成・確保

○手話通訳者や要約筆記者を養成し、聴覚障害のある人が参加する県主催行事、複数の市町村住民が参加する会議や講演会等に配置します。

○盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者が外出する際にコミュニケーション及び移動の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、派遣します。

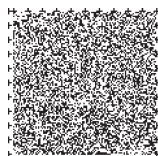
○手話奉仕員や手話通訳者のスキルアップを図るための講習会を開催します。

③手話の普及・推進

○県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深めることができるよう、QRコードを活用した動画配信、県広報媒体（県民の友、県ホームページ等）や「県政おはなし講座」「あいサポート研修」等を活用し、手話についての啓発を進めます。

○手話の普及を図るため、県民が身近な地域で手話に触れるきっかけとなる初心者向け講座を開催します。また、挨拶等の簡単なやり取りができるレベルを目指す連続講座を開催します。

○窓口で手話によるあいさつや筆談を交えて自己紹介や用件確認等の基本的な対応ができるよう、県職員、市町村職員、事業所職員を対象とした研修を行います。

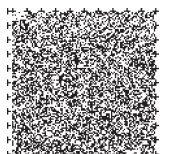


○学校における手話の普及を促進するため、ろう学校全職員を対象とした研修や、聴覚に障害のある子供が通う幼稚園、学校等の教員に対する研修を行います。



情報・コミュニケーションにおける数値目標

| | 2016年度 | 2020年度 | 2023年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| パソコンボランティア登録者数 | 218人 | 263人 | 293人 |
| 手話通訳者登録者数 | 71人 | 90人 | 105人 |
| 要約筆記者登録者数 | 98人 | 175人 | 235人 |
| 盲ろう向け通訳・介助員登録者数 | 136人 | 191人 | 231人 |
| 手話通訳者派遣件数 | 92件 | 248件 | 257件 |
| 要約筆記者派遣件数 | 47件 | 99件 | 108件 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣利用件数 | 349件 | 500件 | 650件 |

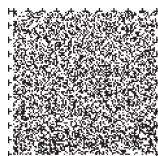


8. 防災対策の推進

- 本県では、地震、津波、風水害などの災害による「犠牲者ゼロ」を実現するため、防災・減災対策を最優先で実行しています。その中で、障害のある人等、災害時に配慮が必要となる方々への取組をより一層推進します。
- 災害発生時の被災者へのこころのケア支援体制の充実を図ります。

(1) 被災時の避難対策等

- 災害発生時、聴覚障害のある人には「防災わかやまメール配信サービス」を活用して迅速に情報提供を行います。視覚障害のある人には市町村の防災行政無線、テレビやラジオ等音声を活用した情報提供を行います。また、誰もが安全に避難できるように、様々な手段によって、気象情報、避難情報や避難所開設情報等、必要な情報を提供します。
- 住民のプライバシーに配慮を行いつつ、障害のある人の状況把握に努め、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の定期的な更新及び避難支援関係者への名簿の事前提供を市町村に働きかけます。
また、個々の避難行動要支援者に対する避難支援体制についての個別計画作成、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等、避難行動要支援者の安全確保に取り組むよう併せて働きかけます。
- 災害発生時には、障害のある人もない人もまずは最寄りの一般避難所へ避難し、その後、一般避難所での長期の避難生活が困難である障害のある人については、それぞれの障害特性に応じた福祉避難所を開設して対応していくこととなります。
福祉避難所の適正な件数の確保を引き続き市町村に働きかけます。
また、ろう者が集まる福祉避難所には手話通訳を配置するなど、障害のある人が安心して過ごせる避難所の運営に取り組みます。
- 障害のある人を支えるボランティアの日頃の活動や関係が災害時にも活かされるよう、県社会福祉協議会に設置した県災害ボランティアセンターの取組（災害時対応訓練等）を支援するとともに、災害時に迅速な対応ができる災害ボランティアの登録・養成を促進します。
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童及びその家族の災害対策として、災害対策研修会を継続的に開催します。
また、市町村、保健所、訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等と連携し、人工呼吸器使用者など在宅で療養する重症難病患者等の特性を踏まえた個別支援計画の策定を進めます。



(2) その他の災害対策

- 土砂災害の防止・被害軽減のために、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備を促進するとともに、防災拠点や避難場所、要配慮者利用施設が保全対象となっている土砂災害危険箇所について、引き続き重点的に整備を進めます。
- 災害発生時等の緊急支援体制の強化を図るため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）を整備します。また、災害発生時の派遣に必要な知識の向上を図るため、市町村、保健所、精神科病院の職員に対して、DPATの活動内容や災害時の精神保健福祉活動等に関する研修を行います。

| 防災における数値目標 | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| | 2016年度 | 2020年度 | 2023年度 |
| 個別計画策定市町村数 | 4市町 | 30市町村 | 30市町村 |

